

「どんなものでも買い取ります」 強引な訪問購入にご注意ください!!

<相談事例>

「どんなものでも買い取る」と電話があり、洋服の訪問買い取りを了承。スーツを準備していたが、いきなり「金や時計はないか」と強く言われ、貴金属数点まで強引に買い取られてしまった。
(70歳代 女性)



アドバイス

- ☑ 電話で訪問を約束した場合でも、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。貴金属等を見せるように言われても、きっぱり断りましょう。
- ☑ 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買取価格、事業者の名称や連絡先などを確認しましょう。
- ☑ 事業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席をお願いしましょう。
- ☑ 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができます。
困ったときは、すぐに**消費生活センターへご相談ください!**

※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン ☎188(いやや)

—あなたの地域の消費生活センターにつながります—

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782

※門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、
消費生活センター ☎ 861-0999 へご相談ください。



まもりん



みもりん